

事務連絡
令和5年2月2日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

支給限度額一定割合超にかかる居宅サービス計画の届出について（通知）

平素より福岡市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年9月22日付厚生労働省通知「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」において、利用者の状況や実態に合ったサービス提供につなげていくために実施するケアプラン検証にかかる方針が示されております。

つきましては、下記の要件に該当する居宅サービス計画について検証及び点検を行いますので、今後、本市より求められた事業所におかれましては、必要書類の届出をお願いいたします。

記

1 検証・点検の対象となるケアプラン

令和3年10月1日以降に作成又は変更された居宅サービス計画のうち、以下の要件に該当し、かつ、今後、本市が届出を求めた場合。

（1）居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

<要件>

居宅介護支援事業所ごとに見て、

- ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上 かつ
- ②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

（2）高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

<要件>

居宅介護支援事業所ごとに見て、

- ①区分支給限度基準額の利用割合が一定割合（※）以上 かつ
 - ②利用サービス種類とその利用割合が一定割合（※）以上
- ※利用割合については本市で決定します。

2 届出の時期及び期限

今後、本市が届出を求める際にお示しします。

3 提出方法及び提出先

郵送にて下記住所へ提出してください。

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課 在宅指導係

※<支給限度額一定割合超に係る居宅サービス計画書 在中>と記載すること

4 必要書類

- (1) 支給限度額一定割合超にかかる居宅サービス計画 届出書
- (2) 支給限度額一定割合超にかかる居宅サービス計画 理由書
- (3) 利用者基本情報の写し
- (4) アセスメント表の写し
- (5) 居宅サービス計画書「第1表」の写し
- (6) 居宅サービス計画書「第2表」の写し
- (7) 週間サービス計画書「第3表」の写し
- (8) サービス担当者会議の要点「第4表」の写し
- (9) 居宅介護支援経過「第5表」の写し
- (10) サービス利用票「第6表」の写し
- (11) サービス利用票別表「第7表」の写し
- (12) 訪問介護計画書の写し ※訪問介護事業所から提供を受けたもの

5 様式掲載場所

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ>

届出・申請手続き > 介護サービス事業等の申請・届出について

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010302.html>

6 参考資料

<国通知>

「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」

（令和3年9月22日 厚労省事務連絡）介護保険最新情報 Vol.1009

【問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課 在宅指導係
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

Tel : 092-711-4257 Fax : 092-726-3328

E-mail : kyotaku@city.fukuoka.lg.jp